

私的録音補償金分配規程の新旧対照表

(傍線は変更部分)

新	旧																								
<p>(分配期および分配対象補償金)</p> <p>第4条 補償金の分配期および分配対象補償金は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分配期</th> <th>分配対象補償金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>9月</u></td> <td>前年度上半期分(4月1日～9月末日)として、6月にJASRACから受領した補償金</td> </tr> <tr> <td><u>3月</u></td> <td>前年度下半期分(10月1日～3月末日)として、12月にJASRACから受領した補償金</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、各分配期における補償金の分配額が、3,000円に満たない場合は、甲は、次期以降の補償金と合算して乙へ分配することができる。</p> <p>(関係権利者の確定)</p> <p>第7条 分配対象著作物の関係権利者は、下表の関係権利者の確定基準日における権利関係に基づき確定する。</p> <p>関係権利者の確定基準日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分配期</th> <th>関係権利者の確定基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>9月</u></td> <td>3月31日</td> </tr> <tr> <td><u>3月</u></td> <td>9月30日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(分配資料)</p> <p>第11条 第2条の分配対象著作物及び第9条の分配点数は、甲が著作物使用料の管理を行った結果として保持する機械的処理記録に基づいて確定し、補償金の分配に用いる資料とする。</p> <p>(支払計算書等の交付及び送金)</p> <p>第13条 補償金の分配に係る支払計算書等の交付及び送金は、毎年<u>9月</u>及び<u>3月</u>に行う著作物使用料の分配に合わせて行うものとする。</p> <p>附則 (施行期日) この規程は、平成17年10月1日から施行し、平成18年1月1日</p>	分配期	分配対象補償金	<u>9月</u>	前年度上半期分(4月1日～9月末日)として、6月にJASRACから受領した補償金	<u>3月</u>	前年度下半期分(10月1日～3月末日)として、12月にJASRACから受領した補償金	分配期	関係権利者の確定基準日	<u>9月</u>	3月31日	<u>3月</u>	9月30日	<p>(分配期および分配対象補償金)</p> <p>第4条 補償金の分配期および分配対象補償金は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分配期</th> <th>分配対象補償金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8月</td> <td>前年度上半期分(4月1日～9月末日)として、6月にJASRACから受領した補償金</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>前年度下半期分(10月1日～3月末日)として、12月にJASRACから受領した補償金</td> </tr> </tbody> </table> <p>(関係権利者の確定)</p> <p>第7条 分配対象著作物の関係権利者は、下表の関係権利者の確定基準日における権利関係に基づき確定する。</p> <p>関係権利者の確定基準日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分配期</th> <th>関係権利者の確定基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>8月</u></td> <td>3月31日</td> </tr> <tr> <td><u>2月</u></td> <td>9月30日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(分配資料)</p> <p>第11条 第2条の分配対象著作物及び第9条の分配点数は、甲が著作物使用料の管理を行った結果として保持する機械的処理記録に基づいて確定し、補償金の分配に用いる資料とする。</p> <p>(支払計算書等の交付及び送金)</p> <p>第13条 補償金の分配に係る支払計算書等の交付及び送金は、毎年<u>8月</u>及び<u>2月</u>に行う著作物使用料の分配に合わせて行うものとする。</p> <p>附則 (施行期日) この規程は、平成17年10月1日から施行し、平成18年1月1日か</p>	分配期	分配対象補償金	8月	前年度上半期分(4月1日～9月末日)として、6月にJASRACから受領した補償金	2月	前年度下半期分(10月1日～3月末日)として、12月にJASRACから受領した補償金	分配期	関係権利者の確定基準日	<u>8月</u>	3月31日	<u>2月</u>	9月30日
分配期	分配対象補償金																								
<u>9月</u>	前年度上半期分(4月1日～9月末日)として、6月にJASRACから受領した補償金																								
<u>3月</u>	前年度下半期分(10月1日～3月末日)として、12月にJASRACから受領した補償金																								
分配期	関係権利者の確定基準日																								
<u>9月</u>	3月31日																								
<u>3月</u>	9月30日																								
分配期	分配対象補償金																								
8月	前年度上半期分(4月1日～9月末日)として、6月にJASRACから受領した補償金																								
2月	前年度下半期分(10月1日～3月末日)として、12月にJASRACから受領した補償金																								
分配期	関係権利者の確定基準日																								
<u>8月</u>	3月31日																								
<u>2月</u>	9月30日																								

私的録音補償金分配規程の新旧対照表

(傍線は変更部分)

<p>から適用する。</p> <p><u>この規定は、平成19年4月1日から施行する。</u></p>	<p>ら適用する。</p>
---	---------------